○中部地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十五号	伊賀市下柘植字界外六七六〇番一から同市下柘植字段木五一五六番まで	中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月十八日

○中部地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日　中部地方整備局長　八鍬　隆

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
松阪市小津町字八準歸五二一番二から同市八太町字クリ穴五八三番一まで	前	一二・二〇～一六・〇〇	二九・〇〇メートル	
	A	一二・二〇～一六・〇〇	一一・九五〇キロメートル	
	後	二九・〇〇～一八四・〇〇	一一・九五〇キロメートル	
	B	一八四・〇〇～一八四・四二	七・四四二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中国地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鳥取県八頭郡八頭町徳丸字下郡原六三〇番一から同町徳丸字下郡原六三一番一まで	前	一九・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・〇七二キロメートル
	後	一七・〇〇～四八・五〇メートル	〇・〇七二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局鳥取河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
薩摩川内市冷水町字餅田三九〇番七から同市隈之城町字湯尻三四九番一一五まで	前	二三・〇〇～一〇五・〇〇メートル	〇・三六〇キロメートル
	後	二三・〇〇～五六・〇〇メートル	〇・三六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第二百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月十八日　九州地方整備局長　金尾　健司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二二六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市平川町字柊木畑二五〇八番一〇から同市平川町字柊木畑二五一四番三まで	前	三一・〇〇～五四・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル
	後	二七・六〇～五四・〇〇メートル	〇・〇二八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

人事異動

内閣府

原子力委員会委員長に任命する

岡　芳明

原子力委員会委員に任命する（各通）（以上十二月十六日）

阿部　信泰　中西　友子

財務省

（大臣官房参事官兼大臣官房審議官）

松村　武人

財務事務官

関税局長兼税関研修所長事務代理を免ずる（十二月十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十七日ブータン国の国祭日につき、同月十六日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第１号

九州地方交通審議会から九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）、九州漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第７号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。